

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正（TOICA特別車両券の取扱い開始等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
目次	目次
第1章 総則（第1条—第17条）	第1章 総則（第1条—第17条）
第2章 TOICA（第18条—第31条）	第2章 TOICA（第18条—第31条）
第3章 TOICA定期券（第32条—第43条）	第3章 TOICA定期券（第32条—第43条）
<u>第3章の2 TOICA特別車両券（第43条の3）</u>	<u>第3章の2 TOICA特別車両券（第43条の3）</u>
(中略)	(中略)
(TOICA定期券による新幹線乗車)	(TOICA定期券による新幹線乗車)
<p>第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。</p>	<p>第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。</p>
<p>(1) 東海道本線東京・神戸間の新幹線停車駅相互間</p> <p style="margin-left: 100px;">当該TOICA定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間</p>	<p>(1) 東海道本線東京・神戸間の新幹線停車駅相互間</p> <p style="margin-left: 100px;">当該TOICA定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間</p>
(中略)	(中略)
<p>4 <u>前各項の場合であって、新幹線以外の路線の急行列車と乗継ぎをするときであっても、旅客規則第57条の2に規定する乗継急行券は発売しません。</u></p>	<p>4 <u>削除</u></p>
<p>5 前各項の規定により新幹線の特別急行列車に乗り継ぐ旅客は、旅客規則第308条の2第1項の規定により、同条同項の規定による物品を車内に持ち込むことはできません。ただし、旅客が当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めるときは、旅客規則第308条の2第2項の規定を準用して、乗車を継続させることがあります。</p>	<p>5 前各項の規定により新幹線の特別急行列車に乗り継ぐ旅客は、旅客規則第308条の2第1項の規定により、同条同項の規定による物品を車内に持ち込むことはできません。ただし、旅客が当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めるときは、旅客規則第308条の2第2項の規定を準用して、乗車を継続させることがあります。</p>

現行	改正												
<p>(中略)</p> <p>(新幹線の特別急行列車の遅延の場合の取扱方)</p> <p>第 43 条の 2 旅客規則第 289 条第 2 項第 3 号の規定に準じ、第 35 条の 2 第 1 項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合であって、当該列車が到着時刻に 2 時間以上遅延したときは、同条第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第 5 (第 47 条) TOICA 乗車券を発売する他社</p> <table border="1" data-bbox="244 922 624 1005"> <tr> <td>会社名</td> </tr> <tr> <td>愛知環状鉄道株式会社</td> </tr> </table>	会社名	愛知環状鉄道株式会社	<p>(中略)</p> <p>(新幹線の特別急行列車の遅延の場合の取扱方)</p> <p>第 43 条の 2 旅客規則第 289 条第 2 項第 3 号の規定に準じ、第 35 条の 2 第 1 項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合であって、当該列車が到着時刻に 2 時間以上遅延したときは、同条第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。</p> <p><u>第 3 章の 2 TOICA 特別車両券</u> <u>(TOICA 特別車両券の発売等)</u></p> <p><u>第 43 条の 3 旅客規則第 130 条第 1 項第 2 号ハに定める区間のうち、当社線内の各駅と東日本旅客鉄道会社線内の各駅との相互間を利用する場合に限り、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号ロの規定を準用し、TOICA 特別車両券を発売することがあります。</u></p> <p><u>2 TOICA 特別車両券に適用する特別車両料金は、別表第 6 に定める額とします。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>別表第 5 (第 47 条) TOICA 乗車券を発売する他社</p> <table border="1" data-bbox="1214 922 1594 1005"> <tr> <td>会社名</td> </tr> <tr> <td>愛知環状鉄道株式会社</td> </tr> </table> <p><u>別表第 6 (第 43 条の 3) TOICA 特別車両券の発売額</u></p> <table border="1" data-bbox="1187 1086 1980 1211"> <tr> <td><u>営業キロ地帯</u></td> <td><u>50 キロメートルまで</u></td> <td><u>100 キロメートルまで</u></td> <td><u>101 キロメートル以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>料金</u></td> <td><u>750 円</u></td> <td><u>1,000 円</u></td> <td><u>1,550 円</u></td> </tr> </table>	会社名	愛知環状鉄道株式会社	<u>営業キロ地帯</u>	<u>50 キロメートルまで</u>	<u>100 キロメートルまで</u>	<u>101 キロメートル以上</u>	<u>料金</u>	<u>750 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,550 円</u>
会社名													
愛知環状鉄道株式会社													
会社名													
愛知環状鉄道株式会社													
<u>営業キロ地帯</u>	<u>50 キロメートルまで</u>	<u>100 キロメートルまで</u>	<u>101 キロメートル以上</u>										
<u>料金</u>	<u>750 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,550 円</u>										

附則

この通達は、令和 6 年 3 月 16 日から施行する。ただし、第 35 条の 2 に係る改正については令和 6 年 3 月 16 日乗車となるものから施行する。